

自己資本

自己資本の構成

自己資本の構成は、以下の通りでございます。

なお、自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「自己資本比率告示」という。）に定め

られた算式に基づき、算出しております。平成18年3月31日は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧自己資本比率告示」という。）に定められた算式に基づき、算出しております。

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：百万円)

項目		平成18年3月31日	平成19年3月31日	
基本的項目 (Tier1)	資本金	70,000	70,000	
	うち非累積的永久優先株	—	—	
	新株式申込証拠金	—	—	
	資本準備金	100,000	100,000	
	その他資本剰余金	—	—	
	利益準備金	20,012	20,012	
	任意積立金	—	—	
	次期繰越利益	13,959	—	
	その他利益剰余金	—	38,972	
	その他	—	—	
	自己株式(△)	—	—	
	自己株式申込証拠金	—	—	
	社外流出予定額(△)	—	3,800	
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—	
	新株予約権	—	—	
	営業権相当額(△)	—	—	
	のれん相当額(△)	—	—	
企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—		
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	6,401		
計	(A)	203,971	218,783	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券	(注1)	—	—	
補完的項目 (Tier2)	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—	
	一般貸倒引当金	17,781	18,788	
	負債性資本調達手段等	147,000	157,000	
	うち永久劣後債務	(注2)	100,000	100,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株	(注3)	47,000	57,000
	計		164,781	175,788
うち自己資本への算入額	(B)	164,781	175,788	
控除項目	控除項目	(注4)(C)	—	6,051
自己資本額	(A)+(B)-(C)	(D)	368,752	388,519
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	4,412,563	4,029,115	
	オフ・バランス取引等項目	84,374	36,493	
	信用リスク・アセットの額	(E)	4,496,937	4,065,608
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%)	(F)	—	243,585
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額	(G)	—	19,486
計((E)+(F))	(H)	4,496,937	4,309,193	
単体自己資本比率(国内基準)=(D)/(H)×100(%)		8.20	9.01	
(参考)単体基本的項目比率=(A)/(H)×100(%)		4.53	5.07	

(注) 1.自己資本比率告示第40条第2項(旧自己資本比率告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)でございます。

2.自己資本比率告示第41条第1項第3号(旧自己資本比率告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものがございます。
 (1)無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 (2)一定の場合を除き、償還されないものであること
 (3)業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 (4)利払い義務の延期が認められるものであること

3.自己資本比率告示第41条第1項第4号及び第5号(旧自己資本比率告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものがございます。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4.自己資本比率告示第43条第1項第1号から第5号(旧自己資本比率告示第32条第1項)に掲げるもの、すなわち、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー等でございます。

〈自己資本調達手段の概要〉

自己資本調達手段の概要につきましては以下の通りでございます。

■株式等の状況

1.株式の総数等

(1)株式の総数

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

(2)発行済株式

種類	発行数(株)	上場証券取引所名又は登録証券業協会名	内容
普通株式	3,800,000	—	議決権あり
計	3,800,000	—	—

2.発行済株式総数、資本金等の推移

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成14年8月27日 ^(注1)	400	400	20,000	20,000	—	—
平成15年3月1日 ^(注2)	2,600	3,000	30,000	50,000	80,000	80,000
平成17年3月29日 ^(注3)	800	3,800	20,000	70,000	20,000	100,000

(注) 1. 設立

2. 株式会社あさひ銀行との吸収分割に伴う新株式発行

3. 株主割当による新株式発行

3.大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	3,800	100.00
計	—	3,800	100.00

4.議決権の状況

(1)発行済株式

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式3,800,000	普通株式3,800	—
単元未満株式	—	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	3,800,000	—	—
総株主の議決権	—	3,800	—

(2)自己株式等

該当ございません。

■劣後債務の状況

区分	当期末残高(百万円)	返済又は償還期限
永久劣後債務	100,000	
劣後特約付借入金	80,000	—
劣後特約付社債	20,000	—
期限付劣後債務	57,000	
劣後特約付借入金	37,000	平成25年3月～ 平成27年7月
劣後特約付社債	20,000	平成28年3月～ 平成28年9月
計	157,000	

〈自己資本の充実度評価〉

■当社の自己資本管理態勢

当社では、健全かつ安定的な業務運営を継続していくうえで、「リスクに見合った十分な自己資本を確保することが極めて重要である」との考えから、「自己資本管理の基本方針」に則り、適切な自己資本比率の水準を維持するよう自己資本管理を行っております。具体的には、自己資本比率を管理する部署と統合的リスクを管理する部署が各々の役割を担い、かつ有機的に連携を図る組織体制を構築しており、各担当部署が、自己資本比率計画及びリスク限度計画の策定、計画の遵守状況のモニタリング、実績値の分析・評価、自己資本充実度評価、必要に応じた対応策の実施などの「動的」プロセスによる能動的な管理を行い、また経営陣へのタイムリーな報告を実施しております。

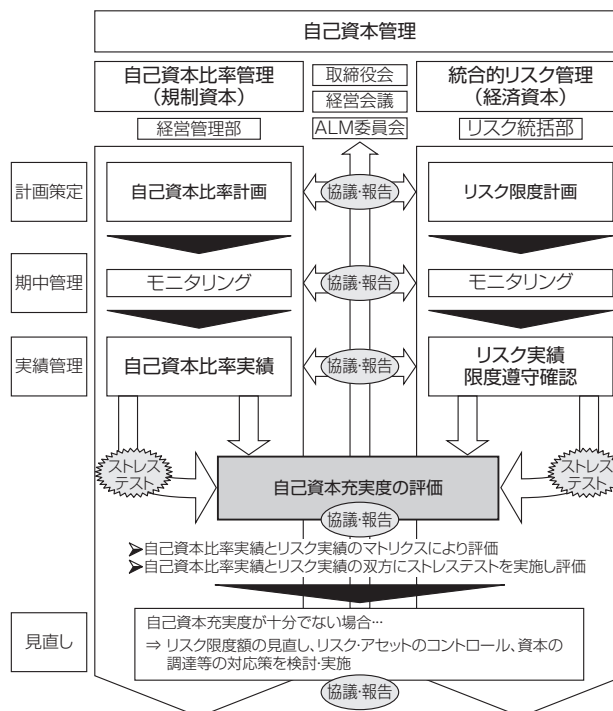
■自己資本充実度の評価方法

当社では、「自己資本充実度」について、バーゼルⅡ規制上の自己資本比率管理、及び統合的リスク管理の二つの側面から評価しております。

また、通常では想定されない状況下におけるリスクへの備えとしてストレステストによる影響度や、バーゼルⅡにおける自己資本比率算定に含まれない主たるリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）を考慮することにより、総合的に自己資本充実度の評価を実施しております。

なお、当社の平成19年3月期については、健全かつ安定的な業務運営を維持しうる十分な自己資本の水準が確保されております。

【自己資本充実度の評価サイクル】



■総所要自己資本額、自己資本比率、基本的項目比率

(単位：百万円)

	所要自己資本の額
(1)信用リスクに対する所要自己資本の額	168,676
標準的手法が適用されるポートフォリオ	160,948
証券化エクスポージャー	7,727
(2)オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	9,743
粗利益配分手法	9,743
(3)総所要自己資本額((1)+(2))	178,419
(4)自己資本比率	9.01%
(5)基本的項目比率	5.07%

■信用リスクに対する所要自己資本の額(オン・バランス項目の内訳)

(単位：百万円)

	(参考) 自己資本比率 告示で定める リスク・ウェイト (%)	所要自己資本 の額
1.現金	0	—
2.我が国の中央政府及び 中央銀行向け	0	—
3.外国の中央政府及び 中央銀行向け	0~100	—
4.国際決済銀行等向け	0	—
5.我が国の地方公共団体向け	0	—
6.外国の中央政府等以外の 公共部門向け	20~100	21
7.国際開発銀行向け	0~100	—
8.我が国の政府関係機関向け	10~20	145
9.地方三公社向け	20	168
10.金融機関及び証券会社向け	20~100	13,115
11.法人等向け	20~100	52,073
12.中小企業等向け及び個人向け	75	23,033
13.抵当権付住宅ローン	35	30,665
14.不動産取得等事業向け	100	28,949
15.三月以上延滞等	50~150	1,482
16.取立未済手形	20	0
17.信用保証協会等による保証付 株式会社産業再生機構による 保証付	10	1,253
18.出資等	100	5,092
20.上記以外	100	3,485
21.証券化(オリジネーターの 場合)	20~100	52
22.証券化(オリジネーター以外の 場合)	20~350	1,623
23.(所謂ファンド)のうち、個々 の資産の把握が困難な資産	—	—
24.自己資本控除	—	6,051
計	—	167,216

(注) 所要自己資本の額は以下の算式にて算出しております。
(信用リスク・アセットの額 × 4%) + 自己資本控除額

■信用リスクに対する所要自己資本の額(オフ・バランス項目の内訳)

(単位：百万円)

	(参考) 自己資本比率 告示で定める 掛目 (%)	所要自己資本 の額
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は 自動的に取消可能なコミットメント	0	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメ ント	20	253
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	8
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補て ん信託契約)	50	48
5. NIF又はRUF	50	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	<75>	—
7. 内部格付手法におけるコミットメント	50	211
8. 信用供与に直接的に代替する 偶発債務	<75>	—
(うち借入金保証)	100	631
(うち有価証券保証)	100	155
(うち手形引受)	100	85
(うち経過措置を適用しない 元本補てん信託契約)	100	—
(うちクレジット・デリバティブの プロテクション提供)	100	—
9. 買戻条件付資産売却又は 求償権付資産売却等(控除後)	—	—
買戻条件付資産売却又は 求償権付資産売却等(控除前)	100	—
控除額(△)	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式 又は部分払込債券	100	45
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価 証券による担保の提供又は有価証券 の買戻条件付売却若しくは売戻条件 付購入	100	1
12. 派生商品取引	—	259
(1) 外為関連取引	—	187
(2) 金利関連取引	—	91
(3) 金関連取引	—	—
(4) 株式関連取引	—	—
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—
(6) その他のコモディティ関連取引	—	—
(7) クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	—
一括清算ネットティング契約による 与信相当額削減効果(△)	—	19
13. 長期決済期間取引	—	—
14. 未決済取引	—	—
証券化エクスポージャーに係る適格	—	—
15. 流動性補完及び適格なサービサー・ キャッシュ・アドバンス	0~100	—
16. 上記以外のオフ・バランスの証券化 エクスポージャー	100	—
17. 自己資本控除	—	—
計	—	1,459

(注) 所要自己資本の額は以下の算式にて算出しております。
(信用リスク・アセットの額 × 4%) + 自己資本控除額